

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで  
父親が、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料もA農業協同組合で納付していたと聞いている。

父親の几帳面な性格から、国民年金保険料の未納期間があることは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納が無い。

また、申立人は、20歳になった時に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、当該手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得年月日から、申立人が20歳になった月の昭和38年1月ころと推認される。

さらに、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び同居していた申立人の母親は保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、父親が申立人の国民年金の加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年3月まで  
② 昭和60年4月から同年12月まで  
③ 昭和61年4月から62年3月まで

申立期間②は、自分がA信用金庫本店で国民年金保険料を納付していた。保険料は納付期限内に納付しており、納付期限に遅れても未納とならないように納付してきた。

また、申立期間①及び③は、国民年金保険料の免除手続きをした憶えは無い。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び③は国民年金保険料の免除手続きをした憶えは無いと主張しているが、B市では、申立期間①及び③当時の申請免除の手続きについて、「事前に所得情報から申請免除が承認されると思われる国民年金被保険者に対して文書での免除勧奨を行っていた。また、市職員等が自宅を訪問して免除申請書を受理してくるケースもあった。」と述べており、申請免除は、国民年金被保険者本人が申請し承認を受ける必要があることから、社会保険事務所及びB市が申立人の申請が無いにもかかわらず、免除を承認するとは考え難い上、社会保険庁の記録（申請年月日及び処理年月日）にも不自然な点は見当たらない。

また、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 一方、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、納付期限内に納付しており、納付期限に遅れても未納とならないように納付してきたと主

張しているとおりに、B市の保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードから、納付年月日の記載が確認できる19回のうち15回は納付期限内に納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の前後の年度（申立期間①及び③）に申請免除を受けており、申立期間①の直前の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を免除期間中の同年10月31日に納付していること、及び申立期間②の直後の61年1月から同年3月までの保険料を63年3月7日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、申立期間②については保険料を納付する意思があったことから免除申請を行わず、期限内に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月  
② 昭和42年4月から51年3月まで

申立期間①は、社会保険庁の記録では、国民年金の未加入期間となっているが、私は、国民年金保険料を納付しており、国民年金被保険者資格の喪失手続や保険料の還付を受けた記憶は無い。

申立期間②は、昭和42年ころにA市に、43年2月ころにB市に転居したが、いずれも市役所で国民年金の手続を行い、老後の事を考えて実家（農業）の手伝いやパートの給与で国民年金保険料を毎月納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人の所持する国民年金手帳により、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳には昭和45年7月28日に国民年金保険料が還付された記載があるが、申立人の夫は、申立期間①を含む昭和40年1月から同年3月までの期間は国民年金に加入している上、申立人は、申立期間①において他の公的年金に加入しておらず、国民年金の強制加入期間であることから保険料が還付される理由は無く、当該申立期間の保険料は納付されていたものとするのが自然である。

#### 2 一方、申立人は、昭和42年ころにA市に、43年2月ころにB市に転居し、いずれも市役所で国民年金の手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する36年4月1日発行の国民年金手帳には、40年3月5日の住所及び氏名の変更以後の記載が無く、また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の住所が確認できなかつたと考えられる「不在」の記載がある

上、同庁の特殊台帳での申立人の住所は、51年10月15日に住所が変更されるまでは40年3月5日当時の住所となっており、申立期間②の間に申立人が住所変更の手続を行ったことが確認できない。

また、申立人は、老後の事を考えて国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、A市が納付書による保険料の納付方法を採用したのは、昭和46年ころからであり、申立期間②当時の保険料の納付方法は、国民年金手帳に購入した印紙を貼付する印紙検認方式であったが、申立人の国民年金手帳の「昭和41年度国民年金印紙検認記録」を見ると、申立期間②の直前の41年10月から42年3月までの欄に検認印が押されておらず、申立人は当該期間が未納であったことを認めている上、当該国民年金手帳は、昭和36年度から41年度までの国民年金印紙検認記録欄しかないことから、申立期間②の保険料を納付するためには新たに国民年金手帳の交付を受ける必要があったと考えられるが、申立人は、所持している国民年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いとしていることから、申立人の主張に不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②は108か月と長期間であり、すべての記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月5日から同年9月29日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月5日、資格喪失日に係る記録を同年9月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から同年9月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和40年2月から同年9月までの加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、夫と一緒にB市に転居する昭和40年9月末まで同社の工場で働いており、同じような働き方をしていた39年（昭和39年3月20日～同年10月28日）には厚生年金保険の加入記録があるので、40年の当該期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月から、申立人の夫とともにB市に転居する直前の同年9月までA社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、同年の夏季に1年未満の加入期間となっている従業員（31人）には、同年4月より前の期間において厚生年金保険の資格を取得している者は存在せず、同年5月3日に資格を取得した記録となっている従業員（21人）で連絡の取れた者（6人）のうち3人は、「申立人の方が先に勤務していた。」と証言していること、及び同年4月中の資格取得者7人のうち6人の資格取得日が同年4月5日であることを踏まえれば、申立人も、同年4月5日から当該事業所に勤務していたものと推認さ

れる。

また、A社の当時の事務担当者は、「従業員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、連絡の取れた同僚11人からも勤務期間と厚生年金保険の加入期間に相違がある旨の回答は無かった。さらに、連絡の取れた同僚が名前を挙げた同僚（26人）には、全員、申立期間において厚生年金保険の加入記録が存在している上、複数人の同僚は、申立期間当時の従業員数を30人程度と述べているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和40年の夏季の被保険者数は最大で43人であることから、申立期間当時、当該事業所では、夏季に季節雇用として勤務していた従業員の全員を勤務当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

加えて、同僚の証言及び申立人が一緒に当該事業所を退職したとする申立人の夫の資格喪失日（昭和40年9月29日）から、申立人は、昭和40年9月28日まで当該事業所に勤務していたと考えられることから、申立人の勤務期間は、同年4月5日から同年9月28日までであったと推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和40年2月から同年4月4日までの期間については、同僚の証言等を踏まえれば、申立人が当該事業所に勤務していたとは考え難いことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和40年4月5日から同年9月29日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の申立期間における社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和46年3月26日に適用事業所ではなくなっており、事業主の居所も不明であるため確認はできないが、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年7月まで

私は、国民年金の制度発足当時からA県B市役所C支所の窓口で3か月ごとに、国民年金保険料を現金で納付していたので、申立期間についての保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度発足当時からA県B市役所C支所の窓口で3か月ごとに、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人には昭和35年12月16日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、当該番号は後日取り消されている上、B市には当該番号の被保険者名簿は存在しない。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳に記載された別の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和43年3月23日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、B市で保管している被保険者名簿にも申立期間の国民年金保険料が納付された記録は無い。

さらに、最初の国民年金手帳記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿には「38.8取消」と記載されているとともに、申立人は昭和38年8月5日から厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、申立人はそれ以前から同じ事業所で勤務しており、45年12月にD町に転居するまでは、B市から転居していないと供述しているとともに、B市に最初の国民年金手帳記号番号の被保険者名簿が存在しないことを踏まえると、申立人は、35年12月に国民年金に加入したものの国民年金保険料を納付せず、38年8月に厚生年金保険の被保険者となったことから当該番号が取り消されたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 3 月まで  
家計のことは妻に任せていたので、公共料金や国民年金保険料などはすべて妻が納付していた。

平成 8 年に自宅が全焼して、保管していた国民年金保険料の領収書などは焼失してしまい、妻もこの火災で死亡したが、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、妻も、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から平成元年 10 月までは未納期間となっている。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 11 月から 2 年 3 月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立期間前後の保険料の免除及び追納の時期が夫婦で異なっている。

さらに、申立人は申立期間直後に夫婦で国民年金保険料の申請免除を受けていることから、申立期間当時は保険料の納付が困難な時期であった可能性も否定できない上、申立人の妻は、既に亡くなっていることから申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は 23 か月と比較的長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月1日から3年1月1日まで  
② 平成3年5月1日から4年1月1日まで

昭和59年から平成6年までの夏場、A社で季節雇用者として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社では、4年から6年にかけての加入記録しかないとの回答を得た。

申立期間より前は農業者年金に加入していたが、申立期間は厚生年金保険に加入している旨を同級生だった社長に言われたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成2年5月7日取得～同年12月15日離職、3年5月1日取得～同年12月18日離職）及び当時の同僚の証言から、申立人が雇用保険の加入期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、手帳に、給与明細に記載されていた給与総額及び手取額を転記しており、それを見ると、申立期間における控除額（総支給額と手取金額の差額）は最高でも1万8,000円程度であり、A社において厚生年金保険の加入記録が存在する平成4年5月以降における控除額は4万3,000円～4万8,000円程度となっていることが確認できる。一方、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の同年5月の標準報酬月額が28万円であり、当時の厚生年金保険料率及び健康保険料率から推計すると、当該標準報酬月額の場合に本人が負担することとなる厚生年金保険料額及び健康保険料額の月額の合計は、少なくとも3万1,000円以上となることから、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたとは考

え難く、4年5月以降の控除額がそれまでの期間の控除額よりも3万円程度増加していることを踏まえると、申立人は、同年5月から厚生年金保険料及び健康保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社に係る申立期間における整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。なお、申立人は、申立期間において年金を受給した記録を確認できるが、当該期間において厚生年金保険に加入していれば在職老齢年金制度に基づく支給調整が行われると考えられるところ、当該支給調整の記録は確認できない。

さらに、A社は平成9年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況に関する資料や証言を得ることはできず、また、連絡の取れた同僚からも、申立てを裏付ける証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月1日から同年12月25日まで  
知人の紹介でA社の社長と面接し、口頭で雇用契約を交わし正社員として勤務していた。採用の際に社長から、労働条件、保険加入についての説明があり、給与明細書で厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除されていた記憶がある。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和54年5月1日取得～同年12月25日離職）、事業主の証言及び事業主提出の昭和54年12月の賃金台帳に申立人の記載があることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人を面接して採用したことは覚えているが、当時は「A社」という個人事業所であり、雇用保険と、希望者にはB健康保険組合の健康保険に加入させていた。厚生年金保険の新規適用日は平成4年4月1日です。」と回答しているところ、事業主提出の昭和54年12月の賃金台帳を見ると、控除の項目として「健康保険料」、「失業保険料」、「源泉所得税」等は存在するものの、厚生年金保険料の項目は存在せず、このほかに厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえるような記載は見当たらない上、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用となった日は平成4年4月1日であり、これより前の期間において申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、当時の従業員のうち連絡の取れた2人は、「当時は厚生年金保険

には加入していなかった。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該2人は申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付している記録となっていることを踏まえると、申立人だけが、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。